

# 第11回民間資金等活用事業推進委員会

## 議事録

内閣府

民間資金等活用事業推進室

## 第11回民間資金等活用事業推進委員会議事次第

日 時： 平成16年6月3日(木) 14:00～15:00

場 所： 中央合同庁舎4号館共用第4特別会議室

### 議事

(1) 「PFI推進委員会中間報告(案) PFIのさらなる展開に向けて」  
について

(2) その他

### 出席者

#### 【委員】

森下委員長、西野委員長代理、碓井委員、高橋委員、寺田委員、原委員、  
前田委員

#### 【事務局】

西川政務官、小平政策統括官、浅野間民間資金等活用事業推進室長、  
松田参事官、嶋田企画官

浅野間室長 ただいまから第 11 回民間資金等活用事業推進委員会を開催させていただきます。本日は、お忙しいところを多数の委員の方に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、事務局の方から、定足数の御報告でございます。委員総数 9 名に対し、現在御出席をいただいております委員は 7 名でございます。定足数の過半数を超えておりますので、この委員会が適法に成立しておりますことを、まず御報告申し上げます。

それでは、以降の議事につきましては、森下委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

森下委員長 委員長を仰せつかっております、森下でございます。皆さん方には大変お忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、早速、開催をさせていただきたいと思っております。まず、開催に当たりまして、本日は大変お忙しい中、西川政務官に御出席をいただいておりますので、政務官より御挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

西川政務官 御紹介をいただきました、担当政務官の西川公也でございます。一言御挨拶申し上げます。

森下委員長はじめ、委員の皆様におかれましては、P F I の推進につき、格段の御支援と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

現在、日本経済は、民需を中心に着実に回復に向かっているという状況にあるかと思っております。自律的で持続的な成長軌道に本格復帰する重要な時期を向かえております。小泉内閣の経済財政運営におきましても、平成 16 年はさらなる飛躍に向けた極めて重要な年と位置づけ、断固たる決意で構造改革に取り組んでいるところであります。

こうした中、民間部門の資金と経営ノウハウを活用する P F I は、効率的・効果的な社会資本の整備、あるいは国民に対する低廉かつ良質な公共サービスの提供を図るとともに、官民の適切な役割分担に基づく新たな官民パートナーシップの確立に資するという観点から、我が国の経済財政を考えていく上で、非常に重要な政策課題と位置づけております。

平成 11 年の P F I 法制定から、間もなく 5 年を迎えようとしております。その間に、国や地方公共団体などが 150 件程度の P F I 事業手続きを進めてこられま

した。そのうちの 20 件程度の事業で供用を開始しているという状況にあらうかと思ひます。これらの事業に実際に取り組み中で、今後 P F I を我が国にしっかりと定着させるための様々な課題が明らかになりつつあると私どもは認識しております。

当委員会におきましては、そうした現状を踏まえ、昨年 12 月から我が国の P F I 事業の一層の発展に向けた課題とその解決のために必要な措置について、密度の濃い調査審議を行っていただきました。本日は、その検討結果について、とりまていただく予定でございますが、皆様方から頂戴する御意見につきましては、より一層の P F I の推進を図るべく、今後の P F I 施策の展開に反映していく所存でございます。

引き続き、委員会の皆様方の御指導と御協力を切にお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願ひいたします。

森下委員長 西川政務官、どうもありがとうございました。政務官は、公務御多用のためにここで御退席いただきますので、よろしく願ひいたします。

どうもありがとうございました。

(西川政務官退室)

森下委員長 それでは、本日の議事に入らせていただきます。本日の議事は「P F I 推進委員会中間報告(案) - P F I のさらなる展開に向けて - 」についてでございます。先ほども御挨拶の中にございましたように、昨年 12 月に開催されました第 10 回 P F I 推進委員会におきまして、今後の委員会における調査審議事項として、平成 16 年 9 月の P F I 法施行から 5 年の節目に向けまして、本法に基づく事業に対する国等の取り組み状況等を検証した上で、今後の P F I のあるべき展開方向や、P F I を更に一層効果的に活用するために対応すべき課題について、総合的に検討することが、前回の委員会で決まりました。

また、それに合わせまして、委員会の下に総合部会を設置し、専門的に検討を進めていただくことといたしました。

本日は、山内部会長が所用により欠席となりましたので、部会長代理を務めていただいております前田委員から、これまでの総合部会の検討結果について御報告を受け、当委員会としての報告をとりまとめるべく、皆様の御意見を頂戴いたしたい

と考えております。

それでは、前田委員、よろしく願いいたします。

前田委員 それでは、総合部会の検討状況につきまして、御報告させていただきます。総合部会では、本年1月から9回にわたり部会を開催いたして検討を進めてまいりました。その中で、民間事業者、関係各省庁などからのヒアリング、ホームページを活用した国民各層からの意見募集、全国の地方自治体に対するアンケート調査など、幅広くPFI事業に関する御意見や御要望などを聴取いたしました。

6月1日の第9回総合部会におきまして、これらの御意見や御要望などを参考にしつつ、政府が当面对応すべき重点課題とその対応について検討した結果を、「PFI推進委員会総合部会中間報告 - PFIのさらなる展開に向けて - 」としてとりまとめたところです。本日は、それを資料1としてお配りしております。この中間報告をもって、総合部会における調査、検討状況の報告とさせていただきます。内容につきましては、事務局より御説明願います。

松田参事官 それでは、事務局より御説明申し上げます。まず、お手元にお配りしております、資料1「PFI推進委員会総合部会中間報告 - PFIのさらなる展開に向けて - 」というものがございます。これを御覧いただきたいと思っております。

まず、1ページお開きいただきまして「目次」がございます。

- 1 PFIの活用によって進展が期待される官と民の改革
- 2 PFIのあるべき展開方向
- 3 PFIの重点課題とその対応

ということで、3部構成となっております。

1ページお開きいただきます。2ページの上に「はじめに」とございます。政務官からも御紹介がありましたように、PFI法に基づいて公表された実施方針は、平成15年度末で既に138件、供用開始に至っているものも20件となっております。

2つ目のパラグラフですが、このような中でPFI法の基本理念に従って事業が行われているのか、また、PFIが新しい手法であるがゆえに、当事者の実務能力をもっと高めていく必要があるのではないか、といった様々な課題も明らかになりつつあります。

次のパラグラフでございますが、この報告書は、PFIを効果的に活用し、ある

べき展開を促進するため、政府が対応すべき当面の重点課題について、中間報告としてとりまとめものという記述がございます。

次に、3ページでございますが、英国の法体系や経済社会慣行と我が国のそれとの相違を十分に踏まえた上で、P F Iを我が国にしっかりと根づかせていくために、政府においては、公共施設を管理するための法律、それから会計法、地方自治法等を例示として挙げてございますが、これらの関係法令の在り方について、引き続き活発な議論が展開されることを期待したいと記述しております。

1ページ開けていただいて「1 P F Iの活用によって進展が期待される官と民の改革」の「(1)公共部門の行財政改革 - 官の改革 - 」における2つ目のパラグラフですが、政府及び多くの地方公共団体は、巨額の債務残高を抱えており、行財政構造の改革を進めなければならない状況にある一方で、戦後に整備された社会資本の老朽化が進行しており、その効率的な維持管理・運営手法の導入、さらには更新投資の在り方が喫緊の課題となっている。このような状況の中で、P F Iの活用がその課題の解決に向けた一つの手段となることが期待されるとあります。

また、その下のパラグラフですが、民間部門とのP F I事業にかかる協働を通じ、当該公共サービスの質・標準の再点検ができることや、公共部門全体の組織構造の再構築を加速させ、公共システムのパフォーマンスの改善に寄与することが挙げられております。

次の「(2)公共部門と民間部門との新たなパートナーシップの形成 - 官から民へ - 」についてでございますが、これは2つ目のパラグラフの中ほどに、いわゆる「官製市場」を開放し、民間市場を新たに形成する効果をもたらすということが記述されております。

5ページ「(3)民間部門に新たな事業機会の提供 - 民の改革 - 」の2つ目のパラグラフですが、P F Iは性能基準による発注が一般的であることから、民間部門の経営、技術面でのイノベーションの創出が期待される。

また、次のパラグラフですが、運營業務の比重の大きい複雑な事業へのP F I導入につきましては、公共サービス分野における高いマネジメント能力を備えたサービスプロバイダー産業が創生されるということが記述されております。

次のパラグラフの下の方でございますけれども、P F I事業の増加に伴い、本格的なプロジェクトファイナンスの我が国への普及、定着の実現も期待できるとあり

ます。

(4)では、地域再生についても記述をしております。

7ページから「2 PFIのあるべき展開方向」というのがございます。この中の「(2)展開が望まれるPFI事業」についてでございますが、1枚めくっていただきまして、8ページの「1)運營業務の比重が大きい複雑な事業」の項の一番下の方で、マネジメントを民間部門にゆだねること等によって、民間事業者が創意工夫を発揮する大きな機会を提供でき、低廉で良質な公共サービスの提供等が図られる可能性が高まるため、結論として運營業務の比重が大きい複雑な事業の一層の展開が望まれると記述しております。

また「2)新たな金融技術が活用される事業」では、最初のパラグラフの最後の方で、現時点では対象となるPFI事業が、いわゆる「箱物PFI」のような建設費を単に割賦支払いした事業が多く、ファイナンススキームに特段の工夫の余地が少ないものが多いという認識が示されており、今後は、運營業務の比重が大きい複雑な事業が展開されるに従って、事業特性に応じた多様なプロジェクトファイナンスが展開されるものと期待されるとしております。

次のパラグラフの一番下ですが、今後PFI事業の件数増加に伴い、我が国でのプロジェクトファイナンスの普及や発展が、更に図られていくものと考えられます。

また、将来的に第三者の出資や社債といった直接金融市場を活用する事業スキームを活用することなどによって、成熟市場に相等しい多様な資金調達スキームを構築する経済合理性が生まれる中で、金融技術のイノベーションが進み、ひいてはPFI事業のさらなる進展が図られることが望まれるとございます。

次の「3)地域産業の活力を向上する事業」についてでございますが、最初のパラグラフの中ほどから、選定事業者には多様な業務全体をマネジメントする高い能力を要求されるとともに、高い資金調達能力を必要とするということから、一般的に地域企業は事業に参画しにくいのではないかという指摘もあるが、これまでのPFI事業の展開を見ると、地域企業が代表企業であるコンソーシアムがPFI事業を落札するケースも出現してきており、また、落札したコンソーシアムに地域企業が構成企業として参加するといった実態も見られるとあります。

このように、大手企業と地域企業とが、コンソーシアム構成企業としてPFI事

業目的の遂行に向けて協働する中で、大手企業から地域企業へのマネジメントも含め様々な技術移転がもたらされることが想定されるところであり、こうした技術移転が地域産業のイノベーションをもたらす可能性がある」と記述されております。このため、地域企業がより一層 P F I 事業に参加することが望まれる。これによって技術移転が図られるとあります。地域金融機関についても、同様のことが述べられております。

11 ページ「3 P F I の重点課題とその対応」でございますが、こちらでは、運營業務の比重が大きい複雑な事業についての記述があります。

次の 12 ページですが、運營業務の比重が大きい複雑な事業については、一般的に事業が中断した場合に、公共性、または公益性の阻害の程度が著しく、また事業の複雑さ、特殊性ゆえに、公共施設等の管理者等自らが代替事業者を確保するには時間と費用がかかることが想定される。このため、P F I 事業関係者による契約構造に、安定的かつ継続的な公共サービスの提供という、公共施設等の管理者等の目的に対するインセンティブが、整合的に体系づけられていることが重要であるとあります。

また、次のパラグラフでは、公共施設等の管理者等と融資金融機関の間で締結する直接協定の重要性が記述されております。特に運營業務の比重の大きい複雑な業務の場合、融資金融機関等の機能が一層重要性を増すため、公共施設等の管理者等は直接協定の内容について、安定的かつ継続的な公共サービスの提供が図れるものとなるよう一層慎重に検討する必要があると記述されております。

更に、政府の取るべき措置につきましては、特に融資金融機関等によるステップイン手続について、新たに調査検討を行うべきとあります。また、その上で基本的な論点、リスク分担、事業契約、直接協定などについてガイドラインを充実する必要があると提言されております。

1 つ飛ばしまして、13 ページ「3 ) P F I 事業として整備する公共施設等と合築される民間収益施設の譲渡」についてでございます。平成 13 年の P F I 法の改正により、P F I 事業として実施する公共施設等と P F I 事業以外の事業として実施する民間収益施設等のいわゆる合築が可能となっております。しかしながら、現行の P F I 法においては、行政財産である土地の貸し付けを行うことができるのは、選定事業者に限られているので、民間収益施設を選定事業者以外の者に譲渡するこ



とはできないこととなっております。

次のパラグラフ、「そこで」からはじまる記述でございますが、内閣府をはじめ政府に対しまして、適正な手続の担保など、国公有財産の管理の観点等も踏まえつつ、行政財産である土地の貸し付けを、公共施設等の管理者等が適切に認める者に対しても認め、民間収益施設を選定事業者以外の者に譲渡することが可能となるよう、PFI法の改正をすることについて積極的に検討すべきであると提言されております。

民間収益施設の譲渡の具体的な論点について、その下に述べられております。

①として「公共施設等の管理者等の民間収益施設の買取りリスクの軽減」について述べられております。また、14ページになりますが、②として「PFI事業への民間収益事業に伴うリスクの影響の回避又は最小化」について述べられております。

続きまして、「(2)事業者選定手続きにおける公平性・透明性と経済性の確保」についてでございますが、「1)要求水準・審査基準の明確化による正確な理解の促進」というところ、15ページを見ていただきたいと思います。最初のパラグラフですが、公共施設等の管理者等は、収集した市場情報を踏まえ、入札公告よりも相当に前段階で契約書案及び要求水準書案を作成し公表する。更に、入札公告の審査基準において、自らが事業に期待していることを明確化し、民間事業者に正確に伝えるよう十分に工夫することが重要であると述べられております。

1つ飛びまして、次のパラグラフですが、契約書案、また要求水準書案及び審査基準につきまして、民間事業者との間で質疑応答を行い、自らの事業の要求水準と創意工夫を期待する点を民間事業者に正確に伝える努力をするとともに、適当と思われる民間事業者の意見については、契約書案及び要求水準書案に反映していくことが望ましいと記述されております。

「2)マネジメント能力などの評価」においては、その留意点が記述されております。

次の「3)二段階選定手法の活用」についてでございますが、最初のパラグラフの終わりの方で、一般的にPFI事業では入札参加者の提案作成にかかる費用が大きなものになると言われております。これに鑑み、次のパラグラフで、会計法または地方自治法の規定による資格審査として、事業計画の概要を提出させ、入札参加者を絞り込む、いわゆる一次審査を行えることが、平成15年3月の関係省庁連絡

会議の申合せで明らかにされております。

下のパラグラフですが、この一次審査において、どのような事項を提出させて審査するかという点が、評価の適正性と公平性の確保の観点から重要であり、公共施設等の管理者等は、それぞれの事業ごとに適正にこれを決定する必要があると述べられております。

また「４）事業者選定の在り方の検討」についてでございますが、公共施設等にかかる入札制度の改善の検討を踏まえつつ、公共施設等の管理者等にとって望ましい事業運営を行う事業者選定の在り方について継続的に検討を加えられる必要があると述べられております。

次に、17ページの「（３）VFM評価の客観性・信頼性の向上」というところでございます。こちらについては、「１）積算項目の計上」、「２）リスクの定量化」、「３）割引率の設定」について、留意点を詳細に述べております。

その上で、結論として18ページの下に、政府への提言でございますが、漸次、VFM評価の客観性及び信頼性を高めていくため、ガイドラインの改定も視野に入れ、引き続き理論的かつ実証的な検討を行う必要があると提言されております。

次のページ「（４）いわゆる『イコールフティング』論」についてでございますが、まず「１）税制上の措置」として、最初のパラグラフでは、地方税、法人税について、一定の措置が講じられてきたことが述べられております。

次のパラグラフですが、PFI法に基づくすべての資産課税の非課税については、内閣府の主張としては、従来の公共事業とPFI事業との間で税のイコールフティングが必要であるという主張をしてきました。これに対しまして、税務当局からは中ほどの②のところでございますが、PFI事業は基本的には営利事業であり、同種の民間事業との公平性の確保が必要であること。また、PFI事業全体ではなく、個別事業ごとにこれらの条件について、これらというのは3つ条件を挙げられておりますが、審査する必要があるという見解が示されております。

一方、平成15年12月の与党の税制改正大綱におきましては、これらの税制について税制上の必要な措置の在り方について検討を進めるというふうに決定をされております。

次のパラグラフにおいては、大規模修繕引当金について触れられておりますが、次のページの一番上ですが、支払額を各年度平準化せずに必要に応じ増減すること

等により対応可能であること等の指摘を踏まえれば、引き続き多様な対応方法について検討する必要があると結ばれております。

「２）国庫補助金の交付」について、これは補助金のイコールフットィングの問題についてでございますが、２つ目のパラグラフの中ほどで、平成 16 年 3 月の P F I 推進委員会総合部会におきまして報告、公表されているところでございますけれども、平成 14 年度に調査したものに比べれば、B T O の補助対象が全体の 70% から 80% 強に、B O T につきましては 10% から 60% 強にそれぞれ増加しており、着実な進展が見られており、イコールフットィングの実現に向けて、必要な措置のさらなる拡充を目指す必要があるとされております。

「（５）官民間の取引コストの縮減」、これは官民間の相互理解の醸成が重要であるという点について述べられたものでございますが、公共部門は民間事業者の利潤動機や商慣行等を、民間部門は P F I 事業が基本的には安定性と継続性が重視される公共性、または公益性のある公共事業であって、事業契約は、当然に、現行の行政法令が適用されるという P F I の特質を相互に理解する必要があると述べられております。

また、続いてのパラグラフですが、特に、公共部門については、P F I の活用ノウハウの習熟が不十分なところが多く、こうした実務面での課題を克服するための政府の支援が P F I を定着させる観点から不可欠であると述べられております。このことは、民間部門の負担軽減にも寄与するものと述べられております。

したがいまして、P F I 事業にかかる実務的情報・知識を、適宜適切に P F I 事業を行う公共部門の実務担当者が共有し、蓄積、進化させるシステムの開発が必要であると述べられておりまして、具体的な提言として２つ挙げられております。

１つ目は、公共部門が円滑に P F I の導入を図るために必要な「P F I 導入検討段階から P F I 事業の終了までの手続き」等について、新たな調査・検討が必要であるとあります。

また、２つ目ですが、P F I に関するデータベースの充実、事例集の定期的な作成・公表や、問答集の作成・公表が必要であるということが述べられております。

その下のパラグラフですが、官民の実務担当者にとって事業手続の円滑化とリスクの特定と定量化を図る観点から、現行法令の明確な解釈の情報は不可欠であると述べられております。

一番下の「さらに」でございますけれども、地方自治体、民間事業者等より政府に寄せられた主な御意見、御要望として、23 ページ以降の別表に挙げられた事項につきましては、政府が事実関係等を確認した上で、必要に応じて検討内容を公表すべきであると述べられております。

最後、22 ページ「おわりに」の最後の方ですが、政府においてはこの報告の趣旨を踏まえ、我が国における P F I 事業の一層の発展に向けた様々な措置が講じられることを期待するものであるとして結ばれております。

本文の説明は以上でございます。

参考資料として、この報告書の概念図を 1 枚で示したものを付けております。

また、「P F I の現況等に関する資料集」というものをお配りしております。この資料集の性格は、「はじめに」というのがございますが、総合部会報告をとりまとめるに当たって、P F I 推進室において、P F I の現況として関係省庁、地方公共団体等の御協力の下にとりまとめ、審議する際の参考資料として御報告した内容だということを書いてございます。

その次に「目次」が載っておりますが、各項目は分冊としてお配りしております。1 冊目の分冊は「P F I をめぐる諸状況及び P F I 事業に関する統計データ」ということで、平成 15 年度末時点でのデータを付けております。

2 つ目の冊子は「公共施設等の整備等において民間事業者の行い得る業務範囲について」です。

3 つ目は、いわゆる補助金のイコールフットィングの適用状況について。

4 つ目は、平成 15 年度に実施しました地方公共団体のアンケート調査の結果でございます。

5 つ目は、今回の見直しに当たり、民間事業者等から 500 に近い意見を寄せられましたが、それをまとめたものでございます。

特に、2 つ目の冊子について御説明を付加させていただきたいと思っております。これにつきましては、いわゆる公物管理法を含め、P F I 事業の対象となる公共施設につきまして、それらに関するすべての法律について、現時点において P F I 事業者として行える業務の範囲を、各省庁としての考え方を示したものでございます。各省庁に大変な労力をおかけして作成したものでございまして、本邦初のものがございます。これは、P F I 事業を行うに当たりまして、不可欠の情報でございますし、

今後、P F I やアウトソーシングの進展を図る上で、大変役に立つものと考えております。

説明は、以上でございます。

森下委員長 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明をいただきましたP F I 推進委員会総合部会中間報告につきまして、皆様から御意見なり御質問をいただきたいと存じます。

まず、部会に参加されていない、A、B、C委員から御発言いただきたいと思いますが、A委員、いかがでしょうか。

A委員 それでは、せっかくの機会ですので一言だけ申し上げたいと思います。

一応丁寧に読んだつもりですけれども、非常によく書かれていると思っております。よく書かれている中でコメントするので、少し気が引けるのですが、7ページの「(1) P F I 活用意義の再認識」の2行飛んだ2つ目のパラグラフ、ここを読みますと、すべて公共サービスの提供ということが書かれておりまして、公共施設の整備というのが余り強調されていないんです。これで、十分かと思いますが、少し前に戻っていただきまして、4ページを見ますと、(1)の2つ目のパラグラフの中の真ん中辺ですが、戦後に整備された社会資本の老朽化が進行しており、効率的な維持管理運営手法の導入、更には更新投資という言葉が出ております。こういう言葉が出ているものですから、これで十分かなとは思いつつながら、普段、私が言っていることをこの際、この場を借りまして発言をしたいと思っております。

それは、P F I 事業には新規の公共施設の整備を伴わないで、既存の施設を活用して、公共サービスを提供する事業も含まれてよいと発言をしてくれております。現在実施されておりますP F I 事業は、期間が短いものでは、10年とか15年ぐらいのものがあつて、これらの事業が終了したときの状況を考えますと、その段階で官に維持管理運営を任すということは考えにくいですし、民営化も考えにくい。そうしますと、維持管理運営だけのP F I があつて、当然しかるべきではないかと思つております。これは一番考えやすい例ですが、必ずしもP F I 事業の終了時に限る必要はなくて、現在公共施設を持っていて、官が維持管理運営を別個に調達して公共サービスを提供している事業についても、維持管理運営を一体化して調達することによって、更にサービスが改善される、あるいは調達費用が少なくなるということがあるかと考えます。十分書かれていますから修文は必要ないと思いますが、

この機会に発言させていただきたいと思っております。

以上です。

森下委員長 A委員の方は、修文は関係ないけれども、御意見として申し上げていらっしゃいますので、議事録等にきちんと記述をしていただければと思います。

B委員、何か一言ございましたら。

B委員 それでは、私も読ませていただいたところで、1つは、初めのところですが、PFI自体はまさに官から民へという、その流れを加速させるすごく良い手法だと思うのです。ところが、PFIというのは、どちらかという民間の知恵を利用して、そして経営手法などを利用してコラボレーションしていくということが最優先されて、政府あるいは地域とされているのですけれども、むしろこの中でこれ自体が官から民への流れを加速しているのだということを謳っていただいた方がわかりやすいかなという気がいたします。

もう一つは、地域の方で、いろいろな中小あるいは地場業者といった方々にスキルアップを図らせる。つまり、本当の意味で企業に力を付けさせるという意味では、この制度はすごく良いと思うので、できるだけ参加の機会というのは平等にし、そしてその中で一つ一つスキルを積み上げていけるような機会も同時にやっていたらと思います。補助金を交付して、中小企業あるいは地場企業を助けるというのではなくて、このPFIを通して、地域の企業を育てるという意味でも、いいのではないかと思います。

森下委員長 ありがとうございます。貴重な御意見だと思います。

あとC委員、ございますか。

C委員 私、PFIは経済企画庁での研究会当時から関わっておりますが、法律ができてからもう5年も経ち、最初は研究会でやっていたとしても、海のものとも山のものとも取れなかったものが、非常に定着をしてきたという点では、感慨深いものがあります。

それで、3点ほど感想と意見です。

1つは、私は、4月から規制改革会議の方に加わっておりまして、そちらの方で今期の大きな目標として、官製市場の民間開放ということを掲げているわけですが、そこで取ろうとしている考え方と、このPFI手法で開発してきた考え方とは、非常に共通するところがありまして、特に競争による効率性の話ですとか、

民間にできるものは民間にとが、それから、この報告書においてもバリュー・フォー・マネーのところで書かれていましたけれども、透明性の確保を図ることで、信頼性とか客観性が担保されているかどうかを見られるようになってきているかどうかという辺りが、非常に共通しているので、是非ここで得られた成果というものを、全体の共有財産にさせていただけたらというのが1点です。

それから、2つ目ですけれども、私自身もこの委員会の委員に加わっているものですから、どこかのPFIの案件に具体的に現場で関わって、どういうところが課題かというのを見ようと思い、幾つか関わってきましたが、現場は結構大変です。というのは、それぞれ案件が違うのですね。案件が違うので、出てくる問題点というのも、多種多様なところがありまして、箱物がこの5年多かったと言いながらも、箱物といってもいろいろなタイプがありましたし、それから運營業務が入ってくるようなものもありましたので、大変多様だと感じていて、ここで得られた知見もやはり共有化できたらいいのではないかと考えております。また、この報告書の中には余り具体的に書いていないのですけれども、結構どこに行ってもシンクタンクの方が、公共側の方についていらっしゃったり、事業者側の方に付いていらっしゃったり様々ですけれども、かなりシンクタンクの中にも知見が蓄えられてきているように思っております。そこが全体的な記述の中では見えなかったのですけれども、何か工夫をすれば生かせるのではないかと思います。先ほど公共部門の調達をする側の方が、まだ知見不足のようなところを抱えておるということでしたが、そういったところにも役立つのではないかとというのが2つ目です。

それから、3点目ですが、5年経ったところで、次の新たなる課題というのが幾つか出ておりまして、実際に運營業務をやるとか、それを移転するとか、金融のいろいろな手法の活用ですとか、地域再生に結び付けていく、これも大手の事業者だけではなくて、実際大きな案件ですと、数社で企業群などを組まれておやりになっていて、本当に地域の活性化につながっているということも随分感じております。

この報告におきましては、今までの5年間の問題点も丁寧に整理されているように思いますけれども、次の考えるべき課題も丁寧に出してくださっているのです、是非これをまた検討を深めていただけたら、より質の高いPFI手法や事業が展開できるのではないかと考えております。

少し長くなりましたけれども、以上です。

森下委員長 ありがとうございます。何か事務局の方からコメントございましたら。

松田参事官 ただいま、お三方の先生からいただいた意見をしっかりと受け止めて、これからの勉強、検討に生かしていきたいと考えております。

森下委員長 ありがとうございます。部会に参加されました委員の皆様方で、特に最終的にまとめるに当たって御意見ございましたらおっしゃっていただきたいと思います。

D委員 意見というわけではございません。内容につきましては、総合部会に属しておりましたから、これで尽きておりますが、審議に加わらせていただいて、感想を述べさせていただきたいと思います。

PFIというのは、官と民とのパートナーシップということですが、同時に官の間のパートナーシップというものが大変重要なことであると、かねてより感じておりました。

その点で、この総合部会の報告は、学識、知見のある方が集まって、ある意味では勇敢さをもっていろいろな提言をしたつもりではありますが、何分それぞれの省庁の仕事については、決して細かく通じているわけではございません。

そういう点からいくと、各省庁からは、粗削りの問題提起と受け止められる面もあるかもしれませんが、そこはむしろ慎重さをもって、この勇敢な提言を受け止めていただいて、今後のさらなる展開に向けて協力をお願いしたいと思っております。

そのことに関連しまして、この総合部会の審議の経過で、先ほど参事官から御説明のありました、参考資料の「『公共施設等の整備等において民間事業者の行い得る業務範囲』について」のようなものが出されたことも、大きな意味があったのではないかと思います。

感想だけ述べさせていただきました。

森下委員長 ありがとうございます。E委員、どうぞ。

E委員 文章そのものについて直すとか、そういうことではないのですが、確認も含めた意味で、質問を3点ほど。

その前に、これまでの説明にもございましたけれども、いろんな討論、議論を踏まえて、この報告案をまとめられた。文書に表現するのは非常に難しいんじゃないかと私なんかは思っていますけれども、事務当局でいろいろ御苦労された面もある



のではないかと思いますので、その御苦労に対して謝意を申し上げたいと思います。

まず第1点は、中間報告ということで出されておるわけでございますけれども、この位置づけでございます。中間報告という名前でございますように、今後さらなるいろいろな議論があることになろうかと思いますが、この報告の中にもいろいろ書いてございますけれども、5年経ちあるいは百数十件の案件が出てきて、非常に多様な課題の指摘でございますとか、要望が出てきております。その中には、従来の制度でございますとか、様々な行政上の慣行との間で、整合性を取らないといかぬと。そういうものの中に非常に重いものもあると。それを一気に解決するのはなかなか難しい問題が多く含まれておりますので、そういうことを踏まえて、今後、それぞれの個々の具体的な課題についての議論を深めて、必要があれば提言をしていくと。そういう意味での中間報告ということではないかととらえているのですが、そういうことでよろしいのかということが第1点です。

第2点は、報告において、具体的に挙げられている中で、例えば、民間収益施設の譲渡ということが1つのテーマとして出てございます。13ページの7行目から次のページの14行目ぐらいまでずっと出ておるわけでございますけれども、これまでもいろいろな会合で収益施設というのは、本来のPFI事業そのものではなくて、くっ付いている事業でございますので、まさに多様なものがあるわけでございますが、様々な内容、構造の収益施設ごとに、その持つ意味はいろいろ違いますので、その辺も踏まえて、この譲渡の対象となるような事業についての議論を更に深める必要があるのではないかと位置づけで、私なんかはとらえているのですけれども、そういうことでよろしいのか。

3点目は、16ページで、先ほど来事務当局の方からも御説明がありましたので、内容等についてはそのとおりだと思いますけれども、二段階選定の手法も非常に重い課題でございます。会計法あるいは地方自治法というような、従来の事業者選定の方法が確立されているわけでございますが、そういう中であってPFIでより経済性を重視するとか、よりわかりやすい方法でやるとかいうことを、公平性、透明性を確保しながらやっていくという方法を確立するというのは、なかなか大変なところもあるのでございますけれども、その辺も含めて、推進委員会が議論を深めて確立していくということが必要だろうと思っておりますが、そういう意味合いでこれをとらえてよろしいのだろうかということでございます。

以上3点についてのコメントです。

森下委員長 少し確認事項もございますので、事務局の方でお答えいただきたいと思っております。

松田参事官 まず、中間報告の性格でございますが、先ほどE委員が言われましたとおり、今後も検討すべき課題が残っているということで、これは引き続き検討という認識をしております、おっしゃるとおりでございます。

また、2つ目の民間収益施設の種類も様々なものがあるであろうというのは、御指摘のとおりでございます、今後、この制度の議論を深めていく中で、そのようなことも十分考慮しながら、制度設計をしていく必要があると考えます。

また、これは議員立法となることが考えられますので、その辺も十分に調整をしながら進めていかなければいけないと考えております。

二段階選定についてでございますが、これもまだ試行の段階でございます、事例が十分あるとは言えません。これから様々な事例が蓄積していく中で、更に課題や改良点が明らかになっていくという性格のもので、今後も引き続き検討が必要だと考えております。

以上でございます。

森下委員長 よろしゅうございますか。

高橋委員 はい。

森下委員長 あとF委員、何か最後に御意見ございましたら、どうぞ。

F委員 どうもありがとうございます。私は、弁護士として、プロジェクトファイナンスを始めて10年以上になるわけですがけれども、今回のこの中間報告におきましては、単に細かな技術的な点のみならず、先ほどC委員からも御指摘ございましたように、日本の経済構造などがこれから国際社会の中で評価されていくことと、プロジェクトファイナンスやPFIで行うことが、恐らく同じところの話であると承知しております。

今回の中間報告におきましては、そういう観点からの踏み込みも強くしていただいておりますので、私としては事務当局の御尽力に非常に感謝いたしております。

どうもありがとうございました。

森下委員長 ありがとうございます。

それでは、本日提出されております「PFI推進委員会総合部会中間報告 - PFI

Iのさらなる展開に向けて - 」を本委員会のとりまとめとして公表することにつきまして、御賛同いただけますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

森下委員長 ありがとうございます。それでは、本報告を「PFI推進委員会中間報告 - PFIのさらなる展開に向けて - 」としてとりまとめ、公表いたしたいと存じますので、御承認をいただきたいと思えます。

ありがとうございます。

それでは、最後になりますが、私の方から一言御挨拶を申し上げます。

御高承のとおりでございますが、PFIは公共施設の整備や管理の単なる効率化のための手段ではございません。その発想は我が国の行政運営の在り方、更には我が国の公共と民間の関係について、抜本的に見直しを迫る考え方が内在しておるわけでございます。

小泉内閣における、「民間にできることは民間に」、「地方にできることは地方に」という基本理念の下に、今後ともじっくりと腰を据えてPFIに取り組んで、その真価を発揮する必要があると思っております。

今般は、こうした難しい課題に対しまして、山内部会長をはじめ各委員・専門委員の皆さん方に、大変お時間を取っていただきまして、御尽力をいただき、深く感謝いたしたいと思えます。

以上で、本委員会の閉会の挨拶も兼ねて、各委員・専門委員の皆さん方の御尽力に感謝申し上げまして御挨拶といたします。本当にありがとうございました。

他に事務局の方から、御連絡ございませんか。

松田参事官 特にございません。

森下委員長 それでは、本日は以上で閉会といたします。ありがとうございました。